

<第2回兵庫県海岸基本計画変更検討委員会 議事要旨>

日時：令和7年8月21日（木）15：00～16：00

場所：ラッセホール5Fハイビスカス<WEB会議併用>

出席者：委員）森委員（委員長）・内山委員・柴田委員・平山委員・田沼委員
・諏訪委員・青木委員

【概要】

大阪湾沿岸および但馬沿岸の気候変動の影響を踏まえた海岸保全基本計画の変更について、技術検討部会における審議概要および海岸保全基本計画の変更素案を説明し、各委員から助言を得た。

【議事内容】

●気候変動の影響を踏まえた海岸保全基本計画の変更について

技術検討部会における審議概要および海岸保全基本計画の変更素案について説明し、各委員から助言を得た。

今後、委員からの意見を踏まえ、パブリックコメント等の諸手続きを進める。

【主な意見】

●将来的に2°C上昇を超える場合の対応について

【委員】気候変動の予測において、現実的には2°C上昇を超える可能性があるとの議論もある。2°C上昇を上回った場合でも対応出来るよう検討されているのか。

【事務局】あくまでも2°C上昇で計画しているが、気候変動の状況をモニタリングしながら対応を検討することとしている。

●今後の施設整備計画について

【委員】かつての防潮堤の波返し形状は湾曲しているものが多くたが、近年の防潮堤は垂直なものが多いのではないか。波返しが湾曲している方が、波が低減出来ると思われる。また、土砂の堆積による海底面の変化や、沖合の防波堤・埋立地の整備による波浪の変化もある。これらのこと考慮して対策を検討してほしい。

【委員】本検討委員会は基本計画の変更に関するものであるため、施設整備に関する検討は今後の整備計画等における課題となる。今回の基本計画変更でも記載しているとおり、地形変化等のモニタリングは重要である

【事務局】施設の設計にあたっては、既存の施設および現状の地形等も把握した上で検討したい。

●但馬沿岸における環境配慮について

【委員】但馬沿岸は日本海側であり、大阪湾沿岸で追記された環境配慮に関する事項は関係無いとの説明があったが、但馬沿岸でも環境配慮は重要ではないか。

【事務局】瀬戸内法の対象としては、但馬沿岸は対象外であるとの趣旨であった。現行の基本計画には環境に関する記載がある。

【委員】但馬沿岸でも環境に関する項目はあるということで良いか。

【委員】環境に関する項目はあることと理解した。

●各施設の特徴を踏まえた留意事項について

【委員】将来に向けて多段的な対策を実施することは重要であるが、そういった対策がそぐわない施設もあると思われる。例えば水門は、ゲートなどの上部の構造は改良・更新が出来るが、基礎部分の対策は難しいため、設計段階で将来を想定した設計にする必要がある。そういうことが読み取れるような記載を検討されてはどうか。

【事務局】検討したい。

●今後の対応方針について

【委員】県内の各沿岸での整合を図る観点から検討された結果であり問題無いと思われる。気候変動予測には不確実性があるため、気候変動の状況についてモニタリングを実施しながら対応していくことに、引き続きご留意いただきたい。

●大阪湾沿岸における高潮・波浪推算の条件設定について

【委員】大阪湾沿岸の基本計画は、大阪港湾局と共同で作成するものであるが、大阪港湾局と兵庫県とで基本的な計算モデルや検討条件は整合させているとのことで良いか。

【事務局】基本的なモデル・計算条件は整合させている。

●大阪湾沿岸の環境に関する追記内容について

【委員】瀬戸内法に関する追記に関し、気候変動への影響で懸念されることとして、水温の上昇による魚種や海藻・海草への影響も挙げられるのは。

【森委員長】大阪との調整もあるため、事務局の方で検討をお願いしたい。

【事務局】検討したい。

●資料修正について

【委員】今回の委員意見を踏まえ、資料の修正をお願いしたい。

【事務局】資料の修正を検討する。